

査読の流れについて

会誌編集委員会

1. はじめに

1948年の物理探査技術協会発足以来50年余を経過し、21世紀を迎え法人化された本学会の活動には、社会的期待が高まりつつあります。本学会員の活動に対する視線は、さらに熱くなる傾向にあります。物理探査学会では、会員の研究成果や技術報告を年2回の学術講演会において出版される学術講演論文集、定期刊行される学会誌“物理探査”や不定期のシンポジウムや国際会議の講演集、特別出版物などで公表することを奨励し、社会的期待に応えてきました。

学術講演論文集はこれまで会員の物理探査技術への理解向上に貢献してきましたが、査読がない論文集の扱いで、機関によっては掲載された論文が全く実績として評価されない場合があります。これに対し、査読のある論文集として扱われる“物理探査”では、掲載された報文が著者のみならず著者の所属機関の実績として認知されます。昨今の世相を反映し、個々の研究者・技術者やその所属する機関の実績評価はこれまで以上に厳しくなりつつありますので、会誌編集委員会としては会員のさらなる投稿を奨励しております。ここでは、会員各位の投稿のため、会誌編集委員会で現在行われている投稿から査読を経て掲載に到る流れを簡単に説明します。

2. 投稿原稿と印刷原稿

学会に提出する原稿には2種類あります。学会からの掲載可あるいは受理の連絡後、印刷のために提出する印刷原稿（最終原稿）に対し、査読を受けるために提出する査読原稿があり、両者は異なります。2006年6月1日に改訂された「物理探査」投稿細則にあるように、著者はまず査読原稿用フォーマットに従って、査読原稿を電子ファイルとして作成し、物理探査学会事務局へ提出します。

3. 査読から掲載への流れ

投稿されたすべての原稿は、(1)査読、(2)査読者の判定、(3)会誌編集委員会での掲載の決定という流れに従い学会誌に掲載されます。会誌編集委員会での掲載の決定に到る前の原稿は、すべて査読原稿に相当することになります。

3-1. 査読とその判定

3-1-1. 査読者の決定

原稿が投稿されると、添付の投稿カードにて著者が申告した報文の種別・分野にもとづき、会誌編集委員の中から1名、この原稿に関する担当者が決定されます。担当者は、報文種別や分野に応じた査読者を、原則として一般会員の中から指名し、査読をお願いするという体制をとっています。

投稿にあたっては、まず報文の種別を指定して投稿カードに記載してください。

- (1) 論説
- (2) 論文・短報・技術報告・講座・解説・資料・論評
 - (a) 反射法
 - (b) 屈折法
 - (c) 地震・地震工学
 - (d) 重・磁力
 - (e) 電気・電磁気
 - (f) 検層
 - (g) リモートセンシング
 - (h) トモグラフィ(地震)
 - (i) トモグラフィ(電気)
 - (j) その他
- (3) 通信

査読の結果によっては、担当編集委員から著者に、報文の種別変更を求めることもあります。

3-1-2. 査読の方法

査読にあたり、投稿原稿が当該分野においてどのような位置づけにあるか、研究・技術成果の貢献度がどの程度であるかなど、投稿原稿で扱われる内容の新規性、有用性、完成

度、信頼度につき、査読者は客観的に判断する義務を負います。投稿規定および細則を遵守しているかどうかも同時に判断されます。査読期間は1ヶ月であり、その期間内に終了しない場合、会誌編集委員会で別な査読者を指名することもあります。

3-1-3. 査読結果

査読者は、論文・短報の場合2名、その他の場合は1名です。査読結果は、個々の査読者が次の5種類のなかから判定します。

- (1) そのまま掲載可
- (2) 字句あるいは簡単な修正後、再査読なしで掲載可
- (3) 修正後、再査読
- (4) 掲載不可
- (5) 他の査読者への再査読依頼

査読は匿名で、2名の査読者が著しく異なる判定を行った場合、会誌編集委員会で第3の査読者を立て、公平性の維持に努めます。個々の報文につき、投稿原稿が掲載可(上記(1)あるいは(2))と判定されない場合、査読原稿の改善・修正が著者に要求されます。改善・修正が要求された場合、著者は6ヶ月以内に修正済み査読原稿を提出しなければなりません。この期間内に提出されない場合、投稿原稿は取り下げられたものと判断されることになります。修正済み査読原稿は再査読を受けます。再査読後も掲載可と判定されない場合、掲載不可(または種別変更の上、再投稿を推奨)となります。

3-2. 会誌編集委員会での掲載の決定

3-2-1. 印刷原稿

査読の結果、掲載可の判定を受けた査読原稿は、3-1-3-(1)“そのまま掲載可”の場合は印刷原稿となり、印刷原稿用フォーマットに従って、著者に印刷原稿の電子ファイル作成および提出が依頼されます。判定が3-1-3-(2)“修正後、再査読なしで掲載可”の場合、印刷原稿用フォーマットに従って、修正した印刷原稿の電子ファイルの作成および提出が依頼されます。

3-2-2. 受理日

論文に付記される受理日は、3-1-3-(1)“そのまま掲載可”の場合は査読結果確定日、3-1-3-(2)“修正後、再査読なしで掲載可”の場合は印刷原稿受付日となります。

3-2-3. 会誌掲載の決定

会誌編集委員会は、受理日、ページ数等、円滑な会誌出版に必要な要素を考慮し、印刷原稿の掲載号を決定します。この場合、各号で印刷原稿の種別に従い、原則的には論説・解説・講座・論文・短報・技術報告・資料・論評・通信・その他の順に、同種別では受理日の早い順に掲載されます。ただし特集・小特集の原稿や会員の皆様へのお知らせに関する記事の掲載順は、会誌編集委員会により決定されます。

3-2-4. 超過印刷費

投稿規定第4項に定められた刷り上がりページ数を超える印刷原稿の場合、会誌編集委員会で超過印刷費の徴収を決定します。超過印刷費は実費が原則ですので、印刷前に著者にその金額が通知され、著者の同意がなければ報文を掲載しません。

3-2-5. その他

報文タイトルは、同題でその1・その2などとせず、報文内容を明確にする副題を付加することを奨励します。

4. おわりに

会誌編集委員会は、その査読の流れ、編集方針を明らかにし、会員の理解を得ることが、会員の投稿を円滑に進める上で重要であると考えております。会員各位には、報文の投稿が研究者およびその所属する機関にとって非常に重要であるという再認識をお願いしたいと思います。また、会誌編集委員会として、下記の3点について強調しておきたいと思っております。

- (1) 投稿されるすべての原稿は、明確な編集方針と査読の流れの中で扱われます。
- (2) 会誌に多様な報文が数多く掲載されることは、学会の将来の発展に必要不可欠です。
- (3) 会員の研究実績という観点から、学術講演会論文集への論文掲載から、さらに学会誌へ報文を投稿することが重要です。

査読原稿を投稿することは、今後の学会の発展に寄与することにもつながります。そのため、継続して会員諸氏への報文投稿を促したいと思います。会誌編集委員会は、すべての報文の投稿から査読、掲載にいたるまで助力を惜しみません。

(1999. 8 初出, 2002. 2 一部改,
2004. 10 一部改, 2005. 3 一部改, 2006.6 一部改)